

8月19日(金) 開催分

宣言・分野	項目	個別事業 (13事業)	頁数	ヒアリング 事業 (6事業)
環境 ・まちづくり (11 / 25)	49 見沼たんぼ、荒川などの自然環境・歴史的遺産を保全・活用し、教育ファーム、市民農園など市民が憩える場所を増やします。(4年以内)	49-1 見沼基本計画の策定	2	
		49-2 歴史的遺産・自然環境の活用	4	
		49-3 教育ファームの実施	6	
		49-4 市民農園の整備	8	
		49-5 東宮下調節池の広場整備	10	
		49-6 高沼用水路の整備	12	
	50 良好な住環境を守るための「高度地区」による高さ制限を導入します。(4年以内)		14	
	51 下水道、都市公園、生活道路など生活密着型インフラ整備を推進します。(4年以内)	51-1 都市公園の整備	16	
		51-2 暮らしの道路・スマイルロードの整備	18	
		51-3 下水道の整備	20	
52 効率的な道路ネットワークを構築するため、都市計画道路を抜本的に見直します。(4年以内)		22		
経済・雇用 (2 / 20)	53 ワーキングプアを増やさない、部局横断的な「自立生活支援対策チーム」を設置します。(すぐ)	53-1 セーフティネットの構築	24	
		53-2 ステップアップの取組	26	

49 見沼たんぼ、荒川などの自然環境・歴史的遺産を保全・活用し、教育ファーム、市民農園など市民が憩える場所を増やします。（4年以内）

《49-1 見沼基本計画の策定》

数値目標等（取組指標・方針）

- 平成22年度末までに、見沼たんぼを農業生産の場として維持しつつ、市民が自然とふれあい、憩える場所とするため、本市として初めて、見沼たんぼに関する各部門の諸施策を体系的に取りまとめた実効性のある（仮称）見沼基本計画を策定します。
- 平成23年度末までに、斜面林等の保全などのアクションプランを策定します。
- 平成24年度末までに、見沼代用水と一体となった斜面林を開放し、散策路や休憩施設の整備を行うなど、水と緑に親しむことができる市民の憩いの場所を3か所整備します。

現状（平成21年3月末時点）

- 見沼たんぼは、首都近郊に残された貴重な大規模緑地空間であり、たんぼや畑、斜面林など豊かな自然が残り、多様な野生生物の生息の場でもあります。
この地域の歴史はとても古く、独特の文化等が継承されています。
この良好な環境を守るための有効な施策の整備が課題となっています。



【見沼たんぼ】

取組内容

- （仮称）見沼基本計画やアクションプランは、見沼たんぼ内の自然環境について詳細な調査を行い、市民の声を十分に聞きながら策定します。
- 水と緑に親しむことができる市民が憩える場所の整備は、間伐材を使用するなど自然や環境に配慮するとともに、コストダウンを図るため、市民の寄付や地元企業からの資材提供など
- 市民協働による整備手法についても検討します。
- 斜面林の保全は、ボランティア活動など市民との協働による保全手法を構築します。

事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
(仮称)見沼基本計画の策定	→			
アクションプランの策定		→		
水と緑に親しむことができる市民の憩いの場所の整備	市民協働による整備手法の検討	1か所	1か所 (累計:2か所)	1か所 (累計:3か所)
斜面林の保全	市民協働による保全手法の構築		→ 保全活動の実施	


所管課 都市局 都市計画部 みどり推進課（問合せ先：048-829-1413）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	7点
b		

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由
見沼基本計画の策定 アクションプランの検討 水と緑に親しむことができる市民の憩いの場所の整備 1か所 斜面林の市民協働による保全手法の構築	見沼田圃基本計画の策定 アクションプランの検討 水と緑に親しむ市民の憩いの場所の整備1か所 斜面林の市民協働による保全手法の構築	平成22年度の数値目標、取組内容、工程表などのとおり進捗したので「b」と判断した。
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学識経験者、農業関係者等からなる「見沼基本計画策定協議会」を3回、庁内組織である「見沼グリーンプロジェクト推進会議、基本計画検討部会及び土地利用検討部会」を計12回開催し、見沼田圃基本計画及びアクションプランの検討を行いました。 見沼田圃基本計画フォーラムを開催し、計画を公表するとともに、アクションプラン検討の参考とするため、参加者にアンケート調査を実施しました。 大和田町1丁目特別緑地地区内の一部を水と緑に親しむ市民の憩える場所として整備しました。 市民協働による斜面林の保全手法を構築し、自治会等と協議を行いました。 <p>(市民満足度向上に向けた取組)</p> <p>(課題)</p>		<p>(主な成果等)</p>  <p>【見沼田圃基本計画を策定しました。】</p>

今後の取組・予定

- 平成23年度に、基本計画に位置つけた施策のうち、重点的・優先的に取り組むべき施策を中心に実効性あるアクションプランを関係部局連携の上検討し、策定します。
- 平成23～24年度に、水と緑に親しむ市民の憩いの場所を各1か所整備します。

(工程表)

実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
(仮称)見沼基本計画の策定	自然環境調査の実施		見沼田圃基本計画策定		
	アクションプランの策定		アクションプラン検討		
水と緑に親しむことができる市民の憩いの場所の整備	市民協働による整備手法の検討		1か所	1か所(累計2か所)	1か所(累計3か所)
斜面林の保全	市民協働による保全手法の検討		市民協働による保全手法の構築	保全活動の実施	
事業費(千円)		12,600	12,947		

49 見沼田んぼ、荒川などの自然環境・歴史的遺産を保全・活用し、教育ファーム、市民農園など市民が憩える場所を増やします。(4年以内)

《49-2 歴史的遺産・自然環境の活用》

数値目標等(取組指標・方針)

- 平成24年度末までに、市民が見沼田んぼの「歴史」や「豊かな自然環境」を感じ、憩える場所として見沼代用水や見沼通船堀沿いに休憩施設を5か所増やします。
- 平成24年度末までに、見沼通船堀の閘門(注1)や鈴木家住宅(注2)の適切な保存を行うとともに、周辺の文化財への案内看板や休憩施設を設置し、憩える場所として歴史的遺産の活用を図ります。

現状(平成21年3月末時点)

- 見沼田んぼには、農地や斜面林といった自然環境や国指定史跡である見沼通船堀、國昌寺門(市指定有形文化財)などの歴史的遺産が数多くあります。
- 見沼田んぼの良さを実感するビューポイントに東屋(休憩所)を5か所設置するなど、市民が憩える場所づくりを行っています。



【東屋(休憩所イメージ)】



【見沼通船堀閘門(緑区)】

取組内容

- 見沼田んぼ内の憩える場所について、効果的な整備を行うため、市民によるワークショップなどにより、休憩施設の設置場所等の選定や遊歩道の必要性について検討します。休憩施設の整備は、コストダウンを図るため、市民の寄付や地元企業からの資材提供などの
- 市民協働による整備を検討します。
- 閘門の関桙などの修繕などを行い、文化財の保護に努めるとともに、文化財等への案内看板
- の設置や簡易な休憩施設を設置し、心地よく見沼田んぼの歴史的遺産を巡れるようにします。

事業計画(工程表)

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
ワークショップによる休憩施設設置場所等の検討					
ビューポイント等へ休憩施設設置			1か所	2か所 (累計:3か所)	2か所 (累計:5か所)
見沼通船堀の修繕					
文化財等への案内看板・休憩施設設置					

(注1) 見沼通船堀の閘門(こうもん)とは、見沼代用水路と芝川との3メートルもの水位の違いを克服し、船を通すために水位を調整する木製の関。

(注2) 鈴木家住宅とは、見沼通船の船の差配を行った場所で、通船堀に付属する施設として国の史跡に指定されている。


所管課 都市局 都市計画部 みどり推進課 (問合せ先: 048-829-1413)
教育委員会 生涯学習部 文化財保護課 (問合せ先: 048-829-1723)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	8点
b	↗	

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由
ワークショップによる休憩施設設置場所等の検討 休憩施設1か所設置 見沼通船堀堤塘等の修繕 文化財案内板1か所設置	ワークショップ4回開催 休憩施設を市民協働により1か所設置 見沼通船堀堤塘等の修繕実施 文化財案内板1か所設置	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度の数値目標、取組内容、工程表などのおり進捗したので「b」と判断した。 休憩施設を市民協働及び企業の寄付により設置できたことを加点評価した。
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> フィールドワークも含めワークショップを4回開催し、効果的な整備をするための検討を行いました。 休憩施設は市民協働による整備を実施し、ベンチや手作りの竹柵等を設置しました。また、賛同された市内企業からベンチの寄付があり、隣接地に設置し、休憩施設を拡大しました。 見沼通船堀堤塘等の修繕を3件実施しました。 見沼たんぼの文化財案内板1基を3月に設置しました。 <p>(市民満足度向上に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民によるワークショップを開催して、休憩施設や文化財案内板の設置場所、整備内容について、意見やアイデアをいただくとともに、ワークショップ参加者や企業との市民協働により作業することに努めました。 <p>(課題)</p>	<p>(主な成果等)</p>  <p>【市民協働による整備】</p>	

今後の取組・予定

- 平成23～24年度に休憩施設を各2か所設置します。
- 史跡「見沼通船堀」の修繕を継続して実施します。
- 平成23～24年度に、文化財案内板を各1基設置します。
- 平成24年度に簡易な休憩施設を設置します。

(工程表)

年度 実施事業等	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
ワークショップによる休憩施設設置場所等の検討		ワークショップ開催準備	→	
ビューポイント等へ休憩施設設置		ワークショップ開催(4回) 休憩施設1か所	→	2か所(累計:3か所) → 2か所(累計:5か所)
見沼通船堀の修繕		東縁・西縁堤塘修繕他	→	→
文化財等への案内看板・休憩施設設置		案内板設置1か所	→	→
事業費(千円)	4,971	8,754		

49 見沼たんぼ、荒川などの自然環境・歴史的遺産を保全・活用し、教育ファーム、市民農園など市民が憩える場所を増やします。(4年以内)

《49-3 教育ファームの実施》

数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、すべての市立小・中学校で、学校教育ファームを実施（見沼たんぼ内は、小・中学校あわせて50校）します。

現状(平成21年3月末時点)

- 学校教育ファームについては、小学校18校で実施(見沼たんぼ内は、小学校4校)しています。
 - 植水小・指扇小(西区)
 - 三橋小(大宮区)
 - 与野南小・上落合小・下落合小(中央区)
 - 栄和小・大久保東小(桜区)
 - 仲本小・常盤北小・仲町小・高砂小・本太小(浦和区)
 - 文蔵小・辻小(南区)
 - 野田小・芝原小、大牧小(緑区)



【農業体験事例】

取組内容

- 農地の確保については、周辺の農業者へ支障とならないよう配慮して選定します。
- 農業委員などの協力を得ながら、農業指導員を確保し、教育ファームの実施を推進します。

事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
見沼たんぼ内での 教育ファームの実施(注1)	(累計:小4校)	小学校11校、中学校5校 (累計:小15校、中5校)	小学校10校、中学校5校 (累計:小25校、中10校)	小学校5校、中学校10校 (累計:小30校、中20校)
市内全域での 教育ファームの実施	小学校12校、中学校5校 (累計:小30校、中5校)	小学校30校、中学校10校 (累計:小60校、中15校)	小学校30校、中学校20校 (累計:90校、中35校)	小学校12校、中学校22校 (累計:102校、中57校)

所管課 教育委員会 学校教育課 健康教育課 (問合せ先: 048-829-1679)
 経済局 経済部 農業政策課 (問合せ先: 048-829-1378)
 農業委員会事務局 農業振興課 (問合せ先: 048-829-1805)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度

進捗度

加点・減点

b

7点

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由																																												
学校教育ファーム小学校30校、中学校10校で実施 (累計: 小学校53校, 中学校22校) 見沼たんぼ内は、小学校11校、中学校5校で実施 (累計: 小学校15校, 中学校5校)	小学校43校, 中学校4校で実施 (累計: 小学校66校, 中学校16校) 見沼たんぼ内では、小学校3校, 中学校2校で実施 (累計: 小学校10校, 中学校2校)	・学校教育ファームの実施校の累計が、目標の75校より7校多く実施することができたので加点要素としたが、見沼たんぼ内での実施校が、目標より少なかったため、減点要素とし「b」と判断。																																												
(取組状況) ・学校教育ファームについては、小・中学校合わせて47校で実施し、目標の40校を7校上回って事業を行いました。 ・見沼たんぼ内での実施については、小・中学校合わせて5校の実施にとどまり、目標の16校を下回りました。 ・関係する団体との連携を図るため、「学校教育ファーム推進協議会」を5月に開催するとともに、「学校教育ファーム研修会」を7月に開催し、他自治体の先進事例や県公有地等を紹介しました。	(主な成果等) 平成22年度学校教育ファーム新規実施校																																													
(市民満足度向上に向けた取組) ・学校教育ファームにおいて、県の公有地を活用し、土地の賃借料を削減しました。		[小学校] 43校 <table border="1"> <tr><td>尾間木小</td><td>大谷場小</td><td>原山小</td><td>針ヶ谷小</td></tr> <tr><td>大谷場東小</td><td>大門小</td><td>西浦和小</td><td>文蔵小</td></tr> <tr><td>大谷口小</td><td>道祖土小</td><td>田島小</td><td>新開小</td></tr> <tr><td>中尾小</td><td>善前小</td><td>向小</td><td>大宮小</td></tr> <tr><td>大宮東小</td><td>大宮北小</td><td>桜木小</td><td>植竹小</td></tr> <tr><td>見沼小</td><td>馬宮東小</td><td>馬宮西小</td><td>片柳小</td></tr> <tr><td>七里小</td><td>栄小</td><td>芝川小</td><td>上小小</td></tr> <tr><td>宮前小</td><td>東宮下小</td><td>大戸小</td><td>鈴谷小</td></tr> <tr><td>与野南小</td><td>太田小</td><td>川通小</td><td>柏崎小</td></tr> <tr><td>和土小</td><td>新和小</td><td>河合小</td><td>東岩槻小</td></tr> <tr><td>徳力小</td><td>西原小</td><td>辻南小</td><td></td></tr> </table>	尾間木小	大谷場小	原山小	針ヶ谷小	大谷場東小	大門小	西浦和小	文蔵小	大谷口小	道祖土小	田島小	新開小	中尾小	善前小	向小	大宮小	大宮東小	大宮北小	桜木小	植竹小	見沼小	馬宮東小	馬宮西小	片柳小	七里小	栄小	芝川小	上小小	宮前小	東宮下小	大戸小	鈴谷小	与野南小	太田小	川通小	柏崎小	和土小	新和小	河合小	東岩槻小	徳力小	西原小	辻南小	
尾間木小	大谷場小	原山小	針ヶ谷小																																											
大谷場東小	大門小	西浦和小	文蔵小																																											
大谷口小	道祖土小	田島小	新開小																																											
中尾小	善前小	向小	大宮小																																											
大宮東小	大宮北小	桜木小	植竹小																																											
見沼小	馬宮東小	馬宮西小	片柳小																																											
七里小	栄小	芝川小	上小小																																											
宮前小	東宮下小	大戸小	鈴谷小																																											
与野南小	太田小	川通小	柏崎小																																											
和土小	新和小	河合小	東岩槻小																																											
徳力小	西原小	辻南小																																												
(課題) ・学校教育ファームを教育計画に位置づけるよう学校に働きかけるとともに、教員の農作業に関する知識や技術の不足、田畑の管理の難しさを解決するために、支援者を確保する必要があります。		[中学校] 4校 <table border="1"> <tr><td>上大久保中</td><td>宮原中</td><td>大宮八幡中</td><td>土呂中</td></tr> </table>	上大久保中	宮原中	大宮八幡中	土呂中																																								
上大久保中	宮原中	大宮八幡中	土呂中																																											

今後の取組・予定

- ・平成23年度から小学校で、平成24年度から中学校で、学習指導要領が完全実施されるのを機に、教育計画への位置づけを図る。このことから、平成23年度は小学校を、24年度は中学校を重点に取り組んでいく。

(工程表)

年度 実施事業等	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
見沼たんぼ内での教育ファームの実施	小学校3校 (累計: 小7校)	小学校3校、中学校2校 (累計: 小10校、中2校)	小学校15校、中学校8校 (累計: 小25校、中10校)	小学校5校、中学校10校 (累計: 小30校、中20校)
市内全域での教育ファームの実施	小学校7校、中学校12校 (累計: 小23校、中12校)	小学校43校、中学校4校 (累計: 小66校、中16校)	小学校34校、中学校9校 (累計: 小100校、中25校)	小学校3校、中学校32校 (累計: 小103校、中57校)
事業費(千円)	0	0	0	0

49 見沼田んぼ、荒川などの自然環境・歴史的遺産を保全・活用し、教育ファーム、市民農園など市民が憩える場所を増やします。（4年以内）

《49-4 市民農園の整備》

数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、見沼田んぼ内の市民農園を3か所から9か所に増やすとともに、市内全域の市民農園を40か所から72か所に増やします。

現状（平成21年3月末時点）

- レクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、都市住民が自然に親しみながら、農業体験のできる市民農園については、市内40か所（見沼田んぼ内は、3か所）で行われています。



【市民農園】

取組内容

- 農地所有者や周辺住民に対して、市民農園の開設に向けたPRを積極的に行います。
- より身近で、地域ごとに特色のある市民農園の開設・運営について検討します。
- 農園の運営に際し、栽培技術の指導や農園の維持管理などの支援体制を構築します。
- 見沼田んぼ内においては、（仮称）見沼基本計画等との整合性や市民農園としての立地条件などを考慮しながら、市有地などの有効利用を検討します。

事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
見沼田んぼ内での市民農園の開設	開設の検討・準備 農地の選定		3か所 (累計:6か所)	3か所 (累計:9か所)
市内での市民農園の開設	8か所 (累計:48か所)	8か所 (累計:56か所)	8か所 (累計:64か所)	8か所 (累計:72か所)

所管課 経済局 経済部 農業政策課 (問合せ先: 048-829-1378)
 農業委員会事務局 農業振興課 (問合せ先: 048-829-1805)
 都市局 都市計画部 みどり推進課 (問合せ先: 048-829-1413)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	8点
b	↗	

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由																																								
市民農園開設8か所 見沼田んぼ内での市民農園 の開設の検討・準備等	市民農園開設8か所 見沼田んぼ内での市民 農園開設2か所 (前倒し実施)	市民農園の開設について、平成22年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断。また、見沼田んぼ内での市民農園について、1年前倒しで実施したため加点点評価した。																																								
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民農園を市内8か所に開設し、累計では51か所となりました。 見沼田んぼ内の農園開設に向けて、関係部署と検討を行い、計画を1年前倒しして2か所を開設しました。 市民農園開設に向けたPRのため「農委だより」や農業団体の会議等を通じて開設者の募集を行いました。また、市民農園開設の相談を受付けるとともに、現地調査等を実施しました。 農園運営の支援として、農園の運営改善を図るための意見交換会を開催しました。 <p>(市民満足度向上に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者を募集するにあたり、ホームページの内容を充実させるとともに、農園にのぼり旗を設置して、市民へのPRを図った。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業などからの農園開設の相談案件が増えており、特定農地貸付法による市民農園開設を推進することが必要です。 		<p>(主な成果等)</p> <p>レクリエーション農園利用申込状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>募集数</th> <th>申込数</th> <th>倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>125</td> <td>184</td> <td>1.47</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>80</td> <td>247</td> <td>3.09</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>164</td> <td>351</td> <td>2.14</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>199</td> <td>263</td> <td>1.32</td> </tr> </tbody> </table> <p>見沼グリーンセンター市民農園申込状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>募集数</th> <th>申込数</th> <th>倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>24</td> <td>49</td> <td>2.04</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>34</td> <td>71</td> <td>2.08</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>29</td> <td>100</td> <td>3.44</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>28</td> <td>82</td> <td>2.92</td> </tr> </tbody> </table>	年度	募集数	申込数	倍率	H20	125	184	1.47	H21	80	247	3.09	H22	164	351	2.14	H23	199	263	1.32	年度	募集数	申込数	倍率	H20	24	49	2.04	H21	34	71	2.08	H22	29	100	3.44	H23	28	82	2.92
年度	募集数	申込数	倍率																																							
H20	125	184	1.47																																							
H21	80	247	3.09																																							
H22	164	351	2.14																																							
H23	199	263	1.32																																							
年度	募集数	申込数	倍率																																							
H20	24	49	2.04																																							
H21	34	71	2.08																																							
H22	29	100	3.44																																							
H23	28	82	2.92																																							

今後の取組・予定

- 平成23年度以降も、市民農園のPRを行うとともに、開設に向けた指導・支援体制を推進します。また、農園の開設に対して、関係機関と連携をしながら、より良い農園づくりを図ります。

(工程表)

実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
見沼田んぼ内での市民農園の開設		開設の検討・準備 農地の選定	2か所 (累計:5か所)	2か所 (累計:7か所)	2か所 (累計:9か所)
		7か所 (累計:43か所)	8か所 (累計:51か所)	13か所 (累計:64か所)	8か所 (累計:72か所)
市内での市民農園の開設					
事業費(千円)		2,000	2,000		

49 見沼田んぼ、荒川などの自然環境・歴史的遺産を保全・活用し、教育ファーム、市民農園など市民が憩える場所を増やします。(4年以内)

《49-5 東宮下調節池の広場整備》

数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、東宮下調節池を、遊水機能を保ちつつ、市民が水と親しみ憩える場所として整備します。

現状（平成21年3月末時点）

- 平成19年度から、調節池事業用地(注1)の買収を開始し、平成21年度に買収を完了する予定です。



取組内容

- 平成21年度末までに、用地買収及び実施設計を完了します。
- 平成22年度から、工事に着手し、平成24年度末までに、市民が潤いと安らぎを感じられる、安全に配慮した親水広場を含む調節池として整備します。

事業計画（工程表）

実施事業等 \ 年度	H21	H22	H23	H24
用地買収・実施設計	→			
広場・調節池整備		→	→	→ 開設
		工事		

(注1)調節池事業用地の面積は、26,000㎡。

所管課 建設局 土木部 河川課（問合せ先：048-829-1585）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	7点
b		

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由
<ul style="list-style-type: none"> 東宮下調節池整備工事に着手 	<ul style="list-style-type: none"> 東宮下調節池整備工事に着手 	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度の数値目標、取組内容、工程表のとおり進捗したので「b」と判断しました。
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度の広場開設に向けて、工事に着手しました。 <p>(市民満足度向上に向けた取組)</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度までに広場を開設することで事業を推進していますが、調節池全体の完成としては一部の工事が残るため、広場利用者にとって、若干の不便をかける可能性があります。 		<p>(主な成果等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東宮下調節池整備工事に着手 <ul style="list-style-type: none"> 地中連続壁工 土工事 水路工 仮設工、付帯工 東宮下調節池整備工事の監理業務着手

今後の取組・予定

平成24年度の広場開設に向けて、引き続き、工事を進めてまいります。

(工程表)

年度 実施事業等	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
用地買収・実施設計	用地買収・実施設計完了			
広場・調節池整備		工事		開設
事業費(千円)	209,541	246,902		

49 見沼田んぼ、荒川などの自然環境・歴史的遺産を保全・活用し、教育ファーム、市民農園など市民が憩える場所を増やします。（4年以内）

《49-6 高沼用水路の整備》

数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、現存の水路敷などを活用し、市民が水と親しみ憩える場所を2か所整備します。

現状（平成21年3月末時点）

- 高沼用水路については、河川としての治水条件を満たし、親水にも配慮した整備方針を策定しています。市民が水と親しみ憩える場所の整備はされていません。
- 高沼用水路整備事業全体の完了予定は、平成37年となっています。（総延長8.4km）



【高沼用水路完成イメージパース】

取組内容

- 治水条件を満たしつつ、高沼用水路の歴史性、文化性、環境を活かし、水と緑のネットワーク軸として、水辺の歩行環境を用地買収を行わずに整備します。
- 市民参加による川づくりを通じて、市民が水と親しみ憩える場所を整備します。

事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
憩える場所の整備		実施設計	整備工事	開設

所管課 建設局 土木部 河川課 （問合せ先：048-829-1585）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価（10点満点）

達成度		
進捗度	加点・減点	7点
b		

取組実績（平成23年3月末時点）

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	
<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の工事着手に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> 実施設計業務の発注等平成23年度の工事着手に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断しました。
<p>（取組状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の工事着手に向けてバイパス放流管の実施設計などの準備を進めました。 <p>（市民満足度向上に向けた取組）</p> <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地元との協働を図りながら、計画を立て、整備の準備を進める必要があります。 		<p>（主な成果等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 鴻沼ネットワーク会議を2回開催（7月、1月） バイパス放流管実施設計の着手

今後の取組・予定

- 平成23年度は、地元と協働しながらバイパス放流管の工事に着手し、平成24年度末までに市民が水と親しみ憩える場所を整備するため、工事を進めてまいります。

（工程表）

年度 実施事業等	H21（実績）	H22（実績）	H23	H24
憩える場所の整備	事業計画の策定	実施設計	整備工事・実施設計	2箇所開設
事業費(千円)	0	9,097		

50 良好な住環境を守るための「高度地区」による高さ制限を導入します。 (4年以内)

数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、住居系用途地域に高度地区（注1）の指定を行います。

現状(平成21年3月末時点)

- 高度地区による高さ制限は、導入していません。
- 建築物の高さの制限は、用途地域等による制限(注2)や地区計画(注3)による制限(27地区)で行っています。



【高さ制限のイメージ】

取組内容

- 平成21年度に、高度地区のあり方の検討を行います。
- 平成22・23年度に、市内の建築物の現況を把握し、高さ制限を行う対象地区や高さの制限値の検討を行い、高度地区指定(案)を策定します。
- 平成24年度に、市民等に対して説明会を実施するなど、指定(案)についての周知・理解を図った上で都市計画決定を行います。

事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
高度地区指定のあり方の検討	→			
高度地区指定案の策定		→	→	
説明会・都市計画決定				→

(注1)高度地区とは、用途地域内において市街地の環境を維持したり、高度な土地利用を促すため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。

(注2)用途地域等による制限とは、低層住居専用地域や風致地区における絶対高さの制限などをいう。さいたま市では、建築物の高さを、第1種低層住居専用地域は10m、第2種低層住居専用地域は10m又は12m、風致地区は、12mに制限している。

(注3)地区計画とは、地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりのルールを定め、計画的により良いまちへと誘導していく制度。まちの目指すべき将来像を定める「地区計画の方針」と建物の高さや用途など、建物の建て方などの具体的なルールを定める「地区整備計画」から構成される。


所管課 都市局 都市計画部 都市計画課（問合せ先：048-829-1409）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	7点
b		

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由
市内の全建築物の現況把握 高さ制限を行う対象地区や 高さの制限値の検討	市内約38万棟の建築物の 高さの把握 高さ制限を行う対象地区 や高さの制限値について 庁内・学識経験者等による 委員会での検討	
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度地区に関する庁内検討委員会や都市計画マスタープランの改定に向けて組織されている「持続可能なまちづくりに向けた今後の都市計画のあり方検討委員会」において、高度地区の指定基準について検討しました。 指定基準の判断材料とするため、市内の約38万棟すべての建築物の高さについて現況調査をしました。 <p>(市民満足度向上に向けた取組)</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 制限案の策定にあたっては、本市が目標とする将来都市構造の考え方と整合性を図る必要があります。 		<p>平成22年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断しました。</p> <p>(主な成果等)</p>  <p>【15m超建築物の分布状況】</p>

今後の取組・予定

平成23年度は、高度地区の検討方針のパブリックコメントを実施した上で、委員会での検討、都市計画審議会への報告・意見聴取などを通じ、高度地区指定案を作成します。平成24年度には、説明会等により都市計画案についての周知・理解を図り、都市計画決定を行います。

(工程表)

年度 実施事業等	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
高度地区指定のあり方の検討	→			
高度地区指定案の策定		→ 高度地区指定基準の検討、建物現況等調査	→ パブリックコメント実施 都市計画案作成	
説明会・都市計画決定				→
事業費(千円)	0	4,800		

51 下水道、都市公園、生活道路など生活密着型インフラ整備を推進します。 (4年以内)

《51-1 都市公園の整備》

数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、身近な公園（注1）を15か所増やし、身近な公園の不足する地域（注2）を20.3%から13.2%にします。

現状（平成21年3月末時点）

- 都市公園の適正な配置・整備に向けて、公園の不足する地域を重点に「歩いて行ける身近な公園」の整備を進めています。
- 公園が不足している地域は、20.3%となっています。



【きたまちしましま公園(北区)】

取組内容

- 都市公園の適正配置に向け、借地公園制度や河川占用による公園整備、市有未利用地の活用など、様々な整備手法を用いて、公園が不足している地域の整備を重点的に進めます。

事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
身近な公園の整備		2か所	2か所 (累計:4か所)	6か所 (累計:10か所)	5か所 (累計:15か所)
身近な公園が不足する地域		19.35%	18.40%	15.60%	13.20%

(注1)身近な公園とは、街区公園、近隣公園、地区公園で、それぞれ次のような公園。

・街区公園とは、半径250m程度の街区に居住する人々を対象とする0.25haを標準とする公園。(市内整備数:713公園)

・近隣公園とは、半径500m程度の街区に居住する人々を対象とする2haを標準とする公園。(市内整備数:31公園)

・地区公園とは、半径1km程度の街区に居住する人々を対象とする4haを標準とする公園。(市内整備数:4公園)

(注2)身近な公園の不足する地域とは、街区公園が半径約250m以内に、近隣公園が半径約500m以内に、地区公園が半径約1km以内に、いずれも整備されていない地域。

所管課 都市局 都市計画部 都市公園課 (問合せ先: 048-829-1420)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)


達成度

進捗度

加点・減点

a

9点**取組実績(平成23年3月末時点)****評価理由**

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由
見近な公園を2か所整備 見近な公園が不足する地域を18.4%とする	見近な公園を5か所整備 見近な公園が不足する地域を17.5%とした	平成22年度の数値目標、取組内容、工程表等を上回って進捗しているため「a」と判断しました。
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度は、大久保領家公園、合野谷公園(桜区)、太田窪4丁目公園(南区)、風の子公園(見沼区)、水深中央公園(緑区)の5公園を新規に整備しました。また、身近な公園が不足する地域は、17.5%となりました。 <p>(市民満足度向上に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の自治会などを通して市民の意見を取り入れて、特色ある公園整備を進めました。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な公園の不足地域は人口密集地域が多いことから、用地確保が非常に困難となっています。 		<p>(主な成果等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 風の子公園では、地域の方からの公募で公園名を決定しました。
		 <p>【風の子公園(公募による命名)】</p>

今後の取組・予定

- 平成23年度は、身近な公園を6か所整備します。また、身近な公園が不足する地域を15.6%にします。

(工程表)

実施事業等	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
身近な公園の整備	5か所	5か所 (累計:10か所)	6か所 (累計:16か所)	5か所 (累計:21か所)
身近な公園が不足する地域	18.30%	17.50%	15.60%	13.20%
事業費(千円)	344,595	339,455		

51 下水道、都市公園、生活道路など生活密着型インフラ整備を推進します。 (4年以内)

《51-2 暮らしの道路・スマイルロードの整備》

数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、暮らしの道路・スマイルロード整備事業により、生活道路を480件整備します。

現状（平成21年3月末時点）

- 生活道路である暮らしの道路・スマイルロード整備事業の年間平均整備件数は、約100件となっています。



【整備前】



【整備後】

取組内容

- 暮らしの道路整備事業(注1)・スマイルロード整備事業(注2)の年間整備件数を現在の100件から120件に増やし、市民からの申請後、おおむね3年以内に着工できるようにします。
- 要望の受付や対応状況について、ホームページで公表します。

事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
暮らしの道路・スマイルロードの整備	120件	120件 (累計:240件)	120件 (累計:360件)	120件 (累計:480件)
要望受付の公表		→		
対応状況の公表			→	

(注1)暮らしの道路整備事業とは、地元からの申請に基づき、道路幅員4m未満の狭い生活道路の拡幅を、必要な用地を市に無償寄付していただき、市で測量・分筆・登記及び道路整備（工事）を行うもの。

(注2)スマイルロード整備事業とは、毎日利用されている道路の環境整備や老朽化の改善など、利用者のニーズに応えるため、沿線の皆様からの申請に基づき、道路整備（工事）を行うもの。幅員が4m未満の道路の拡幅整備については、暮らしの道路整備事業の対象。

所管課 建設局 土木部 道路環境課（問合せ先：048-829-1490）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	9点
a		

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由																								
暮らしの道路・スマイルロード120件整備 要望受付の公表	暮らしの道路・スマイルロード136件整備 要望受付の公表 要望対応状況の公表	暮らしの道路・スマイルロード120件の整備予定が136件整備したこと、要望の受付状況のみ公表の予定が、要望対応状況の公表までできたことを評価し、「a」とした。																								
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度は、整備目標を上回る136件の整備を行いました。 要望の受付状況および取組状況を掲載しているホームページを2回更新しました。 平成21年度以前に受理した要望の取組状況、平成22年度の受理した要望を公表しました。 要望対応状況については、1年前倒して公表しました。 <p>(市民満足度向上に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の要望に基づき、出来るだけ早急に整備できるよう努めています。 <p>(課題)</p>		<p>(主な成果等)</p> <p>平成22年度 生活道路整備事業実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>処理件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>西区</td><td>12</td></tr> <tr><td>北区</td><td>13</td></tr> <tr><td>大宮区</td><td>11</td></tr> <tr><td>見沼区</td><td>24</td></tr> <tr><td>中央区</td><td>10</td></tr> <tr><td>桜区</td><td>12</td></tr> <tr><td>浦和区</td><td>14</td></tr> <tr><td>南区</td><td>14</td></tr> <tr><td>緑区</td><td>15</td></tr> <tr><td>岩槻区</td><td>11</td></tr> <tr><td>計</td><td>136</td></tr> </tbody> </table>	区名	処理件数	西区	12	北区	13	大宮区	11	見沼区	24	中央区	10	桜区	12	浦和区	14	南区	14	緑区	15	岩槻区	11	計	136
区名	処理件数																									
西区	12																									
北区	13																									
大宮区	11																									
見沼区	24																									
中央区	10																									
桜区	12																									
浦和区	14																									
南区	14																									
緑区	15																									
岩槻区	11																									
計	136																									

今後の取組・予定

・平成23年度以降も、引き続き、目標整備件数の120件の整備に向けて事業を推進します。

(工程表)

実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
暮らしの道路・スマイルロードの整備		109件	136件(累計:245件)	120件	115件
要望受付の公表		3月公表	9月更新 3月更新	更新	更新
対応状況の公表			4月公表 9・3月更新	更新	更新
事業費(千円)		1,666,202	1,928,657		

51 下水道、都市公園、生活道路など生活密着型インフラ整備を推進します。
(4年以内)

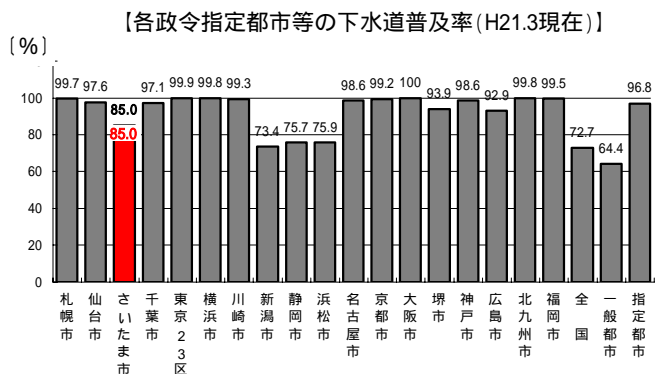
《51-3 下水道の整備》

数値目標等（取組指標・方針）

・整備計画を1年前倒しし、平成24年度末までに、下水道普及率を90%にします。

現状(平成21年3月末時点)

- ・下水道普及率は、85%となっています。



取組内容

- ・未整備地区の多い西区、見沼区、桜区、緑区及び石巻区を重点的に整備し、快適な生活を送ることができる活力ある都市づくりを推進します。

事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
公共下水道(汚水)の整備	下水道普及率86.6%	下水道普及率87.9%	下水道普及率89.0%	下水道普及率90.0%

所管課 建設局 下水道部 下水道計画課 （問合せ先：048-829-1565）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加減点	7点
b		

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由												
下水道普及率87.9%に整備	下水道普及率87.9%に整備		平成22年度の数値目標、取組内容、工程表のとおり進捗したので、「b」と判断しました。											
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未整備地区の多い西区、見沼区、桜区、緑区、岩槻区の整備を積極的に進めました。 <p>(市民満足度向上に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活道路の確保など、市民生活に影響がでないよう、工事の場所や時期を考慮して整備を行いました。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口分布、土地利用の状況などを踏まえ、投資効果の高い地域を整備する必要があります。 		<p>(主な成果等)</p> <table border="1"> <caption>下水道普及率の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>普及率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>85.0%</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>86.6%</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>87.9%</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>89.0%</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>90.0%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	普及率	H20	85.0%	H21	86.6%	H22	87.9%	H23	89.0%	H24	90.0%
年度	普及率													
H20	85.0%													
H21	86.6%													
H22	87.9%													
H23	89.0%													
H24	90.0%													

今後の取組・予定

平成23年度以降も、引続き倍増プランに掲げた目標の達成に向け、事業計画(工程表)に沿って公共下水道(汚水)整備事業を推進します。

(工程表)

年度 実施事業等	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
公共下水道(汚水)の整備	下水道普及率86.6%	下水道普及率87.9%	下水道普及率89.0%	下水道普及率90.0%
事業費(千円)	9,851,589	9,037,240		

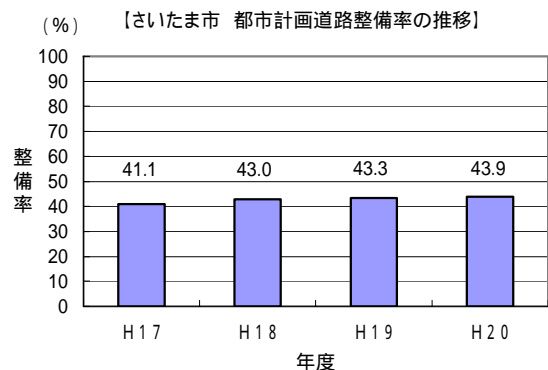
52 効率的な道路ネットワークを構築するため、都市計画道路を抜本的に見直します。（4年以内）

数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、人口減少、高齢化社会に対応し、低炭素型のコンパクトなまちづくりを実現する効率的な道路ネットワークを構築するため、都市計画道路の抜本的な見直しを行います。

現状（平成21年3月末時点）

- 都市計画道路については、これまで人口増や高度経済成長を前提に163路線が都市計画決定されています。
- 順次、整備を行っていますが、整備率（注1）は約44%であり、いまだ未着手の路線を抱えています。



取組内容

- 平成21年度は、都市計画道路の存続、変更、廃止に伴う道路評価手法の分析を行い、見直しの視点や方向性などをまとめた見直し指針案を策定します。
- 平成22年度から、見直し指針に基づき、ネットワークの再構築、見直し候補路線の抽出を行います。
- 見直し作業の各段階で、パブリックコメントを行った上で、都市計画変更手続きを進めます。

事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
存続・変更・廃止の分析、指針案の策定		→			
見直し指針に基づき、見直し路線の抽出			→		
都市計画変更手続き			→	→	→
見直し作業の公表・意見聴取			→	→	→

注：H22～H24の「→」は「国・県等関係機関協議」および「都市計画審議会・告示」の期間を示しています。

（注1）整備率とは、都市計画道路総延長に対する都市計画道路整備済延長の割合。


所管課 都市局 都市計画部 都市計画課 （問合せ先：048-829-1404）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	4点
C		

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由
見直し指針(案)の策定、指針(案)に基づくネットワークの再構築、見直し候補路線の抽出 国・県等関係機関との協議、都市計画審議会に対する報告 見直し作業状況の公表、意見聴取	道路網計画づくりの指針(案)の策定 ネットワークの再構築、見直し候補の抽出 指針(案)について、国・県と協議を実施、都市計画審議会へ報告 見直し作業状況の公表 意見聴取未了	
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の抜本的な見直しにあたり、新たな道路網計画づくりの指針(案)を国・県等の関係機関協議を実施し取りまとめました。また、内容に関しては都市計画審議会へ報告を行いました 将来都市構造のあり方における交通体系からネットワークの再構築を行うため、交通モデルを構築し、検討を行いました。 <p>(市民満足度向上に向けた取組)</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路網のあり方と密接な関連を持つ将来都市構造のあり方と併せて検討を進める必要があります。 		<p>(主な成果等)</p>  <p><目次> 第1章 本書の目的 第2章 都市計画道路の現状と課題 第3章 抜本の見直しの考え方 第4章 新しい計画体系と手続き 第5章 道路網計画の基本的な考え方</p>

今後の取組・予定

・パブリック・コメントを実施した上で道路網計画づくりの指針を確定し、この指針に基づいて見直し路線の抽出を行いながら、可能な路線については並行して都市計画変更手続きに入っていきます。

(工程表)

実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
存続・変更・廃止の分析、指針案の策定		→			
見直し指針に基づく、見直し路線の抽出			検討	見直し候補路線の抽出	
都市計画変更手続き			国・県等協議	国・県等協議	都市計画審議会・告示
見直し作業の公表・意見聴取			都市計画審議会報告		
事業費(千円)		4,988	13,650		

53 ワーキングプアを増やさない、部局横断的な「自立生活支援対策チーム」を設置します。(すぐ)

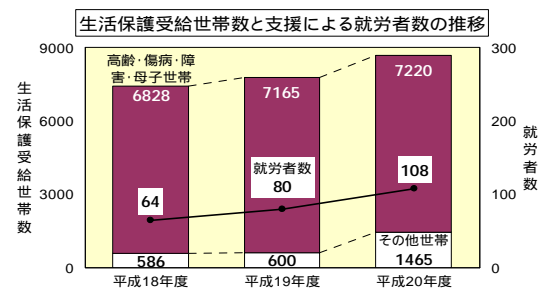
《53-1 セーフティネットの構築》

数値目標等（取組指標・方針）

- 平成22年度から、全10区の福祉事務所に自立生活支援相談窓口を設置し、自立生活支援員を中心としたハローワークなどの関係支援機関などからなるチームを結成し、自立生活のための総合的支援に取り組みます。
- 平成24年度末までに、就労可能な生活保護受給者を対象とした支援により、就労した人数を平成20年度の108人から倍増の216人にします。

現状(平成21年3月末時点)

- 解雇等による住宅喪失者に一時的に市営住宅を提供したり、5人の就労支援員が生活保護受給者に対する就労支援等を行っています。
- 平成21年5月に設置した「さいたま市ふるさとハローワーク」に、離職者に対する就職活動や住宅・生活支援を充実させるため、生活就労相談員を常時1人配置しています。



障害等の就労阻害要因の少ない稼働年齢層(18～64歳)が含まれる「その他世帯」が平成20年度から急増している。

取組内容

- 全10区に、自立生活支援相談窓口を設置するとともに、各区1人の自立生活支援員を配置します。
- 自立生活支援員がキーマンとなり、相談者の安定就労による自立生活のための支援方針をまとめた「(仮称)自立生活支援カルテ」を作成します。カルテをもとに、住宅・法律・生活・就労などの支援機関からなる対策チームによって総合的な就労支援を行います。
- ふるさとハローワークの生活就労相談員が、求職活動におけるアドバイスなどを行い、就労を支援します。
- 福祉事務所の就労支援員を10人に増員し、生活保護受給者に対する就労支援体制を強化します。
- 解雇等による住宅喪失者などについては、国の制度となる新たな住宅手当の支給又は市営住宅の提供を行います。

事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
自立生活支援相談窓口設置によるチーム支援			→		
生活就労相談員による求職活動支援		→			
就労可能な生活保護受給者への就労支援		→			
市営住宅の提供など		→			

所管課 経済局 経済部 労働政策課 (問合せ先：048-829-1370)
 保健福祉局 福祉部 福祉総務課
 建設局 建築部 住宅課

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加減点	7点
b		

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由
全10区の福祉事務所に自立生活支援相談窓口の設置 就労可能な生活保護受給者への就労支援 (162人を就労へ)	全10区の福祉事務所に自立生活支援相談窓口の設置 就労可能な生活保護受給者への就労支援 (184人が就労)	

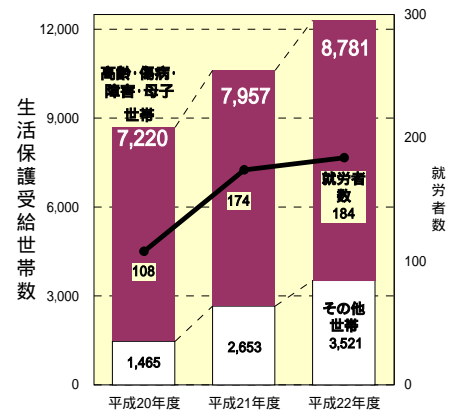
平成22年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断。

(取組状況)

- 平成22年4月、自立生活支援相談窓口に各1人計10人の自立生活支援員を配置し、同支援員を中心とした関係支援機関からなる「さいたま市自立生活支援相談連絡会議」を2回開催するなど自立生活の総合的支援に取り組みました。また、カルテの活用を一部開始しました。
- ふるさとハローワークに配置した生活就労相談員により、1,493人に就職活動のアドバイス等を行ないました。
- 平成22年4月、全10区の福祉事務所に就労支援員を配置し、就労可能な生活保護受給者対象に就労支援を行ない、184人を就労につなげました。
- 解雇等による住宅喪失者等に対し市営住宅等を6世帯に提供すると共に、緊急特別住宅手当を204人に支給決定しました。

(主な成果等)

生活保護受給世帯数と支援による就労者数の推移



障害等の就労阻害要因の少ない稼働年齢層(18~64歳)が含まれる「その他世帯」が引き続き大きく増加している。

(市民満足度向上に向けた取組)

- 全10区の福祉事務所に、自立生活支援員と就労支援員を配置し、自立生活の支援、生保受給者への就労支援等の体制を強化しました。

(課題)

- 雇用・失業情勢は依然として厳しく、また、生活保護受給世帯の数は依然として増加傾向にあります。

今後の取組・予定

- 平成23年度内に、市内3ヶ所の福祉事務所にハローワーク機能の一部を配置(他の福祉事務所も活用可)し、生活保護ケースワーカー、就労支援員、ハローワーク職員等が一体となって就労支援を行うこととし、就労可能な生活保護受給者等への就労支援を一層強化します。

(工程表)

実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
自立生活支援相談窓口設置によるチーム支援					
		設置準備	4月全区福祉事務所に設置		
生活就労相談員による求職活動支援					
		1,285人支援	1,493人支援		
就労可能な生活保護受給者への就労支援					
		174人就業	184人就業		
市営住宅の提供など					
		13世帯提供	6世帯提供		
事業費(千円)		31,000	130,877		

53 ワーキングペアを増やさない、部局横断的な「自立生活支援対策チーム」を設置します。(すぐ)

《53-2 ステップアップの取組》

数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成21年度から、若年者向け就職支援セミナーを年2回から4回に増やします。
- ・平成21年度から、新たにキャリア・コンサルティングを週2日実施します。
- ・平成22年度から、新たに市内企業での就業体験事業を4社8人を対象に実施します。
- ・平成21年度中に、母子家庭の母親の就業支援を拡充します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・若年求職者の安定就労を支援するため、若年者向け就職支援セミナーを年2回開催しています。
- ・一定の資格取得のため、養成機関に修学している母子家庭の母親に対し、修学期間の最後の1/2に相当する期間に高等技能訓練促進費を支給しています。

【若年者向けセミナー開催実績】

年度	開催数(回)	のべ受講者数(人)
平成18年度	2	54
平成19年度	2	41
平成20年度	2	57

【高等技能訓練促進費利用者数】

年度	利用者数 合計 (人)	資格別内訳(人)		
		看護師	准看護師	歯科 衛生士
平成19年度	14	8	6	0
平成20年度	12	5	6	1

取組内容

- ・若年者の安定就労を支援するため、若年者向け就職支援セミナーの開催を年2回から4回に拡充します。
- ・ふるさとハローワークにおいて、キャリア・コンサルティングによる就職活動困難者などの相談・支援を新たに週2日実施します。
- ・企業とのマッチングを視野に入れて、市内企業での就業体験事業を実施します。
- ・母子家庭の母親を対象とする高等技能訓練促進費の支給対象期間を「修学期間の最後の1/2に相当する期間」から「修学期間の全期間」に拡大します。

事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
若年者向け就職支援セミナー開催		→			
キャリア・コンサルティングの実施		→			
就業体験事業の実施			→		
高等技能訓練促進費の支給期間拡大			→		

所管課 経済局 経済部 労働政策課 (問合せ先：048-829-1370)
子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度	
進捗度	加点・減点
b	

7点

取組実績(平成23年3月末時点)

評価理由

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績	評価理由																											
若年者向け就職支援セミナー年4回実施 キャリア・コンサルティング週2日実施 市内企業での就業体験事業を4社8人を対象に実施	若年者向け就職支援セミナー年5回実施 キャリア・コンサルティング週2日実施 市内企業での就業体験事業に3社6人が参加		平成22年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり概ね進捗しましたので、「b」と評価しました。																										
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 若年者向け就職支援セミナーを5回開催(受講者44人)、キャリア・コンサルティングを週2日実施(若年の参加者は延べ174人)しました。 市内企業での就業体験事業(新規学卒者等雇用型就業体験事業)を受入企業5社と契約、参加者10人の募集を行なったところ、受入企業3社に6人が参加し、そのうち5人が事業終了後の正規雇用へと繋がりました。 母子家庭の母親への就業支援として、看護師等の資格取得のための高等技能訓練促進費を53人に支給しました。 <p>(市民満足度向上に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリア・コンサルティングは求職者の特性等を見出し、職業選択等を効果的に行えることから、より多くの支援を行なうため広報や生活就労相談員との連携などを強化しました。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き若年者を対象にした事業については、参加を促すための方策に工夫を加える必要があります。 		<p>(主な成果等)</p> <p>【若年者向けセミナー開催実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催数(回)</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>のべ受講者数(人)</td> <td>74</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table> <p>【高等技能訓練促進費利用者数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数合計(人)</td> <td>31</td> <td>53</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資格別内訳)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師(人)</td> <td>19</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>准看護師(人)</td> <td>9</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>歯科衛生士等(人)</td> <td>3</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>		H21年度	H22年度	開催数(回)	5	5	のべ受講者数(人)	74	44		H21年度	H22年度	利用者数合計(人)	31	53		H21年度	H22年度	看護師(人)	19	27	准看護師(人)	9	16	歯科衛生士等(人)	3	10
	H21年度	H22年度																											
開催数(回)	5	5																											
のべ受講者数(人)	74	44																											
	H21年度	H22年度																											
利用者数合計(人)	31	53																											
	H21年度	H22年度																											
看護師(人)	19	27																											
准看護師(人)	9	16																											
歯科衛生士等(人)	3	10																											

今後の取組・予定

就職支援セミナー、就業体験事業などの若年者向け就労支援について、事業の拡大を進め、併せて同事業実施後に就労に結びついたか否かなど事業効果の検証に努めてまいります。

(工程表)

実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24
若年者向け就職支援セミナー開催					
		5回開催	5回開催		
キャリア・コンサルティングの実施					
		66人実施	174人実施		
就業体験事業の実施					
			(9月)新たに事業開始		
高等技能訓練促進費の支給期間拡大					
		(10月)支給期間拡大			
事業費(千円)		28,501	66,573		